

平成20年第1回定例会 5月・6月の日程

5月 9日 議会運営委員会
16日 役員改選
6月 10日 議案上程
13日 一般質問
17日 一般質問・質疑
30日 採決



*この日程は、平成20年3月31日現在の予定であり、変更される場合があります。

可決した決議

- 沖縄県における海兵隊員による事件に抗議する決議
- 2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議
- 議案の概要、請願・意見書・決議の内容は県議会ホームページの「県議会の活動－本会議」からご覧いただけます。

定例会年2回制による取り組み

- 従来から行ってきた、代表質問・一般質問とは別に、議案に関する質疑を新しく始めました。
- 例年、会期外にあたるため議会を招集する余裕がないとして、知事が専決処分していた県税条例の改正について、本会議を開催し、審議しました。
- 行政部門別常任委員会の運営方法を見直し、1つの常任委員会を2日間開催し、部局別に詳しく審査・調査を行いました。
- また、充実した審議を行うために、議案・請願の審査、所管事項の調査について、原則としてそれぞれの案件ごとに審議をするとともに、3つの常任委員会で、参考人を招致して意見を聽きました。

本年から定例会年2回制となり、初めての定例会が開かれています。これに伴う新たな取り組みについて紹介します。

- 従来から行ってきた、代表質問・一般質問とは別に、議案に関する質疑を新しく始めました。
- 例年、会期外にあたるため議会を招集する余裕がないとして、知事が専決処分していた県税条例の改正について、本会議を開催し、審議しました。
- 行政部門別常任委員会の運営方法を見直し、1つの常任委員会を2日間開催し、部局別に詳しく審査・調査を行いました。
- また、充実した審議を行うために、議案・請願の審査、所管事項の調査について、原則としてそれぞれの案件ごとに審議をするとともに、3つの常任委員会で、参考人を招致して意見を聽きました。

政務調査費の交付に関する条例の改正

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案が可決され、平成20年4月1日以降に交付する政務調査費については、領収書その他の証拠書類の写しを、金額にかかわらずすべて、收支報告書に添付することになります。

政務調査費の概要は以下のとおりです。

政務調査費とは

地方自治法に基づき、議員の調査研究に必要な経費の一部として、知事から交付されるものです。

交付額(月額)

●会派15万円×所属する議員数

政務調査費の使途

- 議員個人 各18万円
- 研修費・会議費・資料作成費
- 資料購入費・広報費
- 事務所費・事務費・人件費

道州制・地方財政制度調査検討会から知事への要望

平成19年6月に検討会を設置し、議員間で討議を重ねてきました。その結果を、報告書としてまとめ、次の点を知事に要望しました。

道州制関係

- ①自立できる市町の育成
- ②単独州としての三重県、あるいは県域に政令指定都市の創生
- ③県民への道州制に係る情報の提供

- ④前提としての中央の解体再編
- ⑤アイデンティティの確認・保全・育成

地方財政制度関係

- ①住民自治のための分かりやすい情報の提供
- ②資金調達の多様化のための研究
- ③財政運営の透明性、計画性の向上のための仕組みづくり

問い合わせ窓口

〒514-8570 津市広明町13

三重県議会事務局企画法務課

☎ 059-224-2877

✉ 059-229-1931

✉ gikaik@pref.mie.jp

三重県議会ホームページのアドレス
http://www.pref.mie.jp/KENGIKAI/



この広報紙は、再生紙と、環境にやさしい大豆油インクを使用しています。